

●発達障害との違いは？

いわゆる発達障害の多くは、生まれつきの脳機能の障害が原因で生じると考えられています。一方、高次脳機能障害は事故や病気などによる後天的な脳損傷が原因の「中途障害」です。

親はもちろん子ども自身も、高次脳機能障害となる前の状態との違いを感じているため、心の支援がより必要になることが多いです。



症状が多岐に渡ります

高次脳機能障害と発達障害の症状は共通しているものが多いです。しかし高次脳機能障害では脳の損傷した部位や程度によって、症状が異なります。記憶障害、注意障害、感情コントロールの難しさなど症状が複雑に絡みます。

症状が変化していきます

高次脳機能障害は、発症から時間の経過と共に改善していくため、症状が変化していきます。

高次脳機能障害は、症状によって各種障害者手帳（身体障害・知的障害・精神障害）の取得や、福祉サービスの利用が可能です。

●問い合わせ先

茨城県高次脳機能障害支援センター
〒300-0394
茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669-2
(県立医療大学敷地内)

●電話番号 029-887-2605

FAX 番号 029-887-2655

メールアドレス

koujinou.sien@pref.ibaraki.lg.jp

●相談受付時間

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9:00-17:00

●アクセス

茨城県立医療大学を目指してお越しください。
大学敷地内、正門を入って右手側にあります。
付属病院とお間違えのないようお気をつけください。



病気や事故後の変化に困っていませんか？

もしかしたら、お子さんは

高次脳機能障害

かもしれません。



もし、気になる症状がありましたら
まずはお気軽にご相談ください。

